

ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会 公開基準

制定 令和6年11月11日
ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会決定

(委員会の非公開)

- 1 ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会(以下「委員会」という。)は、委員による自由かつ率直な意見の交換および公平な立場からの審議を確保するため公開しないものとする。

(会議録)

- 2 委員会の会議録は、発言者氏名を除き、その要旨を作成し、区ホームページに掲載し公開する。ただし、助成金の交付審査に係る事項や、委員会において非公開とすることが適当であると認めた事項は、非公開とすることができる。

(資料)

- 3 委員会において配付された資料については、原則として区ホームページに掲載し公開する。ただし、助成金の交付審査に係る事項や、委員会において非公開とすることが適当であると認めた事項は、非公開とすることができる。

(その他)

- 4 その他、この基準に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、会長が決定する。